

はり・きゅう・あんま・マッサージ のかかり方

健康保険が **使える!?** **使えない!?**

看板やのぼりに「各種保険取扱」と書かれていても、保険医療機関とは違い、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術は、健康保険で使えるのは一部のケースに限られています。健康保険の対象外の施術を受けた場合は、全額自己負担になりますので、正しいかかり方を理解して、適正に受診しましょう。

健康保険の適用になる施術



あんま・マッサージ

- 関節拘縮
- 筋麻痺

はり・きゅう

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

健康保険の適用にならない施術



- 単に疲労回復や慰安を目的としたもの
- 医師が施術に同意していないとき
- 病院ではり・きゅうの対象疾病について治療中の場合
- 疾病予防のマッサージなど

保険適用となる施術には 保険医の同意・再同意が必要となります

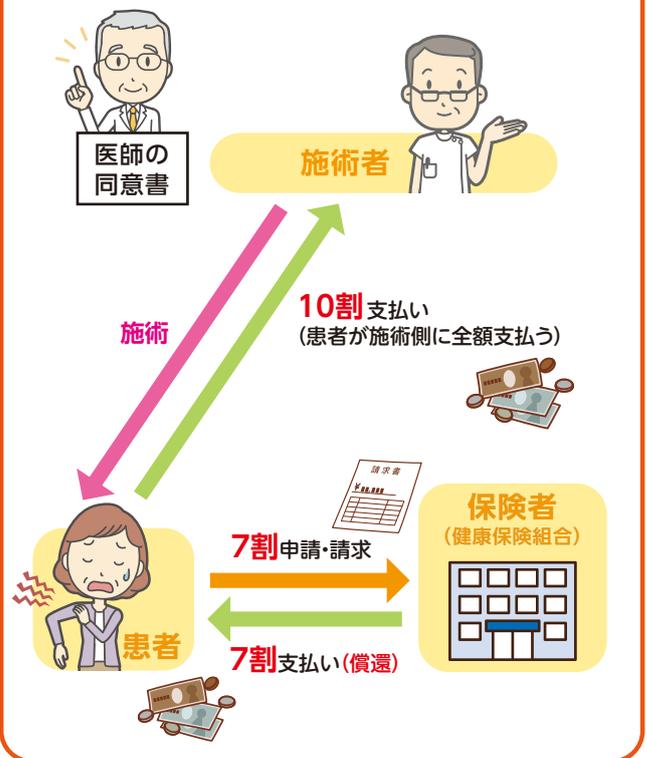
はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術は、医師が必要と認めて同意した場合に限り、健康保険の適用となります。

※保険適用となる施術が可能な期間は6か月です。6か月を過ぎた場合は、再同意書(文書)の交付が必要です。

※保険医の同意のある期間に受けた施術でも、当健康保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用は認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自己負担となります。

支払方法

- 償還払い ※被保険者がいったん窓口で全額を立替払いして、後日健康保険組合へ療養費を申請します



申請方法

「療養費支給申請書(はり・きゅう)(あんま・マッサージ用)」に施術内容等の証明を受け、「領収書(原本)」、「医師の施術同意書(原本)」等を添付のうえ、当健康保険組合へ請求してください。

なお、「療養費支給申請書(はり・きゅう)(あんま・マッサージ用)」は、当健康保険組合のホームページからダウンロードしていただくか、お電話で請求してください。

※ご不明な点は、当健康保険組合(☎06-6943-5436)までお問い合わせください。

■ 施術内容などを照会することがありますので、ご協力ください ■

健康保険で施術を受けた際には、通院のたびに領収証を必ず受取り、受けた治療の記録になるので、大切に保管しておきましょう。後日健康保険組合から施術日や施術内容、負傷原因などについて確認させていただく場合があります。皆さまからお預かりしている保険料を適正に活用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。